特定口座約款・新旧対照表

（下線が改定部分）

新	旧
第５条（特定口座を通じた取引） ⑴特定口座を開設されたお客様が当社との間で行う上場株式等の取引（信用取引等を含むものとします。）に関しては、お客様から特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。 ⑵特定口座から払出しをした上場株式等の取引等は特定口座の対象とはなりません。 ⑶特定口座開設届出書の提出前に当社で利用している投資信託積立取引取扱規定に基づく投資信託の買付けは、お客様がウェブサイト上で特定口座による買付指示を行った場合に限り特定口座を通じて行うものとします。 （2020 年 10 月 1 日）	第５条（特定口座を通じた取引） 特定口座を開設されたお客様が当社との間で行う上場株式等の取引（信用取引等を含むものとし、特定口座から払出しをした上場株式等の取引等を除きます。）に関しては、お客様から特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものといたします。 （2019 年 6 月 7 日）